

かたくい通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■原告団事務局連絡先：松田 (090-2037-9322) ♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護団事務局連絡先：笠原一浩弁護士 口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18 記号：00760-6 番号：108539

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥ご支援をよろしくお願いします！

◆ホームページ：http://adieunpp.com (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)



2 月 9 日 控訴審第 2 回口頭弁論◆◆◆

基準地震動(S_s)策定に問題あり！

北陸は冬、2 月 9 日は福井県嶺北地方（福井県の東側）及び石川県加賀地方（金沢市を含む）は前日から大雪警報が発令中。でも金沢市内は降ったりやんだりではあったものの、それほどひどい降雪ではなかったので安堵。

開廷は午後 2 時からで、書面陳述・証拠提出の確認に続いて、原告側から地協美和さんが意見陳述を行い、只野弁護士が基準地震動策定、内山弁護士が地震予知の限界、鹿島弁護士が多重防護における過酷事故対策の不備、京都での訴訟に関わっている渡辺弁護士が事故の際の避難計画や飲料水源として琵琶湖の汚染の問題点をそれぞれ取り上げて陳述しました。

これに対して被告関西電力は、海渡弁護士がいみじくも「デジャビュ（既視感）」と表現したよう

に、書面にて従来の主張を繰り返すだけで、「現時点で新たな主張、反論は考えていない」（2015 年 2 月 10 日付「県民福井」紙）と表明しています。

今回の口頭弁論は最も大きな第 205 法廷で行われました。それでも 10 人ほどの方々が抽選に漏れて裁判所の向かいの北陸会館で待機ということになりました。

左の写真は入廷前のパレードの様子。雪は降っていませんが、北陸特有のどんよりとした天気でした。でも参加者は勝訴を信じて意気軒昂です！



次回口頭弁論期日は 4 月 15 日（水）14 時開廷

控訴審 (第 205 法廷)

第 2 回口頭弁論の概要

〈以下、本訴訟の弁護団事務局長である笠原弁護士、原告団事務局木下さんと編集子のメモ等による〉

2 時開廷で、いつものように報道関係者による法廷内の撮影後に口頭弁論が始まった。

最初に裁判長が以下の書面陳述・証拠提出の確認を行う

原告：控訴審第 1 準備書面、同第 2 準備書面陳述

被告：準備書面 1 7～1 9 陳述

原告：甲 115～140 提出。

被告：乙 49～52 提出。

続いて原告 1 名（地脇美和さん）、原告代理人 4 名（只野、内山、鹿島、渡辺弁護士）より意見陳述が行われた。

意見陳述

即時廃炉が償いの第一歩！

原告 地脇美和さん

福島での自然の恵みに感謝する生活

私は、2007 年 4 月に夫の転勤で、夫婦 2 人で福島県西白河郡西郷村に引っ越しました。愛知県豊田市で生まれ育った私は、四方を工場に囲まれた地域で暮らしていました。

西郷村での私の楽しみは、ふわふわの芝生、大きな木々の間を散歩し、空気の清々しさに深呼吸すること、日ごとにかわる夕空を眺めること、小さな家庭菜園とハーブを育てることでした。産地直送のお店には、新鮮で安い野菜や果物が並びます。果物でジャムを作ったり、椎茸はとても肉厚でおいしく、椎茸が好きになり、採れたての松茸

をいただくなど、自然の恵みに感謝する生活を送っていました。冬の厳しい寒さを経験し、春の芽吹き、桜の開花がとてうれしく、いとおしいものに感じました。転勤族の夫と定年後は、自然豊かな福島県で暮らそうかと話していました。しかし今では、それらを放射能測定しなくてはなりません。除染のため、芝生ははがされ、木々は切り倒され、荒れ地になりました。悲しくて涙がでました。

原発については無知でした

2011 年 3 月 11 日、私は、車で買い物に出かけ、信号待ちをしている時に、道路が左右に大きく揺れ、しばらく、動くことができませんでした。何とか家に戻ると、あらゆるものが床に散乱し、電気、ガス、水道が止まっていました。徐々に明らかになる地震と津波の被害のすさまじさに圧倒され、自分には何ができるかばかりを考えていました。

12 日にやっと電話がつながり、実家に無事を伝えました。その後、県外の知人たちから、「原発が危ないらしい。いまずぐ避難した方がいい」という電話が入りました。みんな必死に電話を続けてくれたそうです。でも、当事者の私たちには、現状はわかりませんでした。私は福島の沿岸部に原発があることは知っていましたが、深く考えたことはなく、原発についての知識はありませんでした。

震災前から体調不良だった夫と、13 日の夕方に、車に少しの食料と水と毛布、3 日間の着替えと貴重品だけを持って家を出ました。夫が静かにゆっくり休めるところをと思いましたが、結果的には 1 ヶ月間で 4 カ所を転々とする避難生活になってしまいました。その間に、原発、放射能について、インターネットで情報を集め、本屋で本を買い、一生懸命勉強しました。自分が被曝者になってはじめて、自らの無知、無関心を猛烈に後悔し、反省しました。同時に、後出しに発表される

原発事故の被害の大きさに呆然としました。スピーディーの情報は、生かされず、メルトダウンしていたことを発表したのは2ヶ月後、公園や学校のモニタリングポストの線量は地域の実態を反映していません。状況被害を少なく見せる、情報を隠蔽する、嘘をつく政府や学者、マスコミのでたらめさに猛烈に腹が立ち、恐ろしくなりました。

涙とため息の日々ではいられない

事故から、1ヶ月後、福島に戻りました。その頃の西郷村の空間線量は、 $0.6 \mu\text{Sv/h}$ 前後でした。少しでも被曝を減らすために、勉強したことをもとに、福島で生活する上で気をつける「我が家の10箇条」を夫が作ってくれました。例えば、外出時はマスクをつける、窓を開けっ放しにしないなど。しかし、梅雨に入る少し前、室内の米、野菜、インテリア小物などカビだらけになってしまい、暑くなってきたこともあり、窓を閉め切って生活することをやめました。放射能の汚染地帯で、被曝の低減を図りながら、日常生活を送ることは、精神的にも物理的にも経済的にも、非常に難しく、毎日、何をするにしても、選択を迫られ、結果として、妥協、あきらめの連続で、とても苦しいです。もし、子どもがいたら、どんなに不安で心配かと思います。こんな取り返しのつかない事故を起こしたにもかかわらず、本当の情報が隠され、「ただちに健康に影響がない」と子どもたちを守ろうとしない人たちが、私は、放射能よりも心底恐ろしくなりました。無用な外出を控え、涙とため息の毎日でした。1ヶ月を過ぎた頃、私以上に夫の精神状態が悪くなっていることに気づきました。閉じこもって、泣いていても何も変わらない、このままではいけないと思い、インターネットで調べて、様々な学習会、講演会、デモなどに参加しました。

事故が起きたから基準引上げなんて！！

日本の原発事故前の法律では、一般公衆の被曝

限度量は年間 1 mSv でした。しかし、原発事故後、あらゆる基準値、規制値が引き上げられ、新たな放射能安全神話が猛烈な勢いで、隅々まで広がっていきました。

2011年5月、学校の校庭の線量が年間 20 mSv/h なんて、高すぎる！撤回して！と福島から、バスで文科省に行きました。小雨の降る中、建物の中にも入れてもらえず、中庭のコンクリートの地面に座り、撤回を求めました。大臣は出てきませんでした。当時、小佐古内閣官房参与が、子どもにも 20 mSv/h は学問上もヒューマニズムから自分も受け入れられないと涙の抗議辞任がありました。しかし、秋には、復興イベントと称して、屋外で様々な行事が行われました。抗議や疑問の声は、「国が、 100 mSv まで大丈夫だといっている。心配する方がおかしい。神経質過ぎる」とバッシングされ、ものが言えない雰囲気を作られていきました。そのため、ある人は、子どもだけ避難させ、ある人は、母子だけで避難したり、離婚をして避難したり、家や仕事を捨て、つながりを絶ち親子で避難する人もいます。そして、多くの人は厳しい避難生活を強いられています。福島で生活をする人も不安を抱えながらも、押し黙って暮らしている人もいます。絶望と不安の中で自ら命を絶つ方もいます。

子どもたちの内部被曝が心配

2012年、福島県農業総合センターが、大根の乾燥実験結果を発表しました。屋外乾燥では、最高 3421 Bq/kg を検出し、空気中を漂う、ちり、ほこりの付着が原因と断定。地面に干さないようにと指導がされました。地面に近くなるにつれ汚染度は高く、特に子どもたちの呼吸、内部被曝が心配です。しかし、人への影響については何も言及されません。

福島県健康管理調査の甲状腺検査で、2014年6月、子どもの甲状腺がん（疑いを含む）が、103人と発表され、手術している子どもに、リ

ンパ節転移をはじめとして深刻なケースが多数あることが明らかになりました。12 月には、甲状腺検査の 2 巡目で検査結果が確定した約 6 万人の子どもたちから、甲状腺がんの疑いの子どもが 4 人見出されました。いままで考えられていたよりも急速な甲状腺がんの進行が懸念され、切迫した状況です。

命と経済活動を天秤にかけないで！

健康被害は、大人にも、がんだけではなく、様々な病気の可能性が危惧されています。にもかかわらず、国も県も最初から原発とは因果関係はないと決めてかかり、福島県外での健康調査を認めず、縮小しようとさえ画策しています。国も東電も私たちから、多くのものを奪い、破壊しておきながら、だれも事故の責任をとらず、正当な賠償を行わず、住民が反対しても、汚染地に帰還させ、棄民と難民を生み出しています。原発事故が起これば、その傷は至る所に入り込み、重くのしかかり、そこから逃れることはできません。発電の方法は原発だけではないにもかかわらず、なぜ、一民間企業の営利活動で、ここまでの犠牲を強いられなくてはいけないのですか。原子力規制委員会と政府と電力事業者の間で、責任の所在を曖昧にし、責任を押し付け合いながら、原発を再稼働し、海外に輸出するなど、到底許せません。このままでは、原発事故は繰り返されるのではと思います。現在も大気中へ 1000 万 Bq/h 放出され、高濃度の汚染水放出は続いています。経済活動と天秤にかけられる命なんてありません。

泣きながら読んだ福井地裁判決

私は昨年の大飯原発差し止め訴訟の判決文を泣きながら何度も読み返しました。原発事故前の生活、環境に戻すことができないのだから、せめて、すべての原発を即時廃炉にすることが、償いの第一歩であり、人間が地球で生活させていただく条件だと思います。

基準地震動策定の問題点

只野靖弁護士

基準地震動は大変重要。被告準備書面 18 の 9 p にも「共通要因故障に耐えられるよう設定すべき」と書いてある。したがって、Ss に過誤があって過小なものがあれば、安全性は基礎から確保されないことになる。

原告控訴審第 1 準備書面の 18p は、応答スペクトルについて書いている。15～16 p、特に 16p を参照。下の段は加速度の時刻歴に沿った変化を示している。加速度だけでは地震の性質、特に建物への影響が不明。そのため、応答スペクトルを作ることになる。被告準備書面 18 でも 17～23 p に書いてあるが、原告書面の方がはるかに詳しく書いてある。控訴審第 1 準備書面の 25 p では、加速度の記録がある。波形を見ると、異なる個性があることが分かる。しかし、いずれも 490 ガル。

被告はもともと 700 ガルを基準地震動としていたが、10 数個の基準を作って 850 ガルに対応と述べている。しかし、機器や配管に与える影響を向上させたわけではない。

控訴審第 1 準備書面 50 p では、震源を特定する地震動の策定方法について書いてある。①まず、応答スペクトル (p 52～) によるもの。これまでの地震の記録を束ねて大きさ、距離によって分類し、平均的な規模の地震を割り出すもの。これはばらつきを示すのが問題。非常にばらついている。地震には非常に個性があるが、にもかかわらず平均像で耐震設計をスタートさせている。次が②断層モデル (p 63～)。この地方で地震が起きたらどうなるかをシミュレートするもの。p 69 は平均値を示している。赤丸・白丸は実際に起きた地震をプロットしたもの。これもばらつきがあるが、電力会社は平均値をとっている。

p 86 は、短周期レベルが高いほど破壊的となることを示しているが、ここでも平均像を用いて

いる。

被告準備書面18は、平均でよい理由として、「平均をベースにしつつ大飯の特性を加味」としている（準備書面18のp138, 141）。しかし、「本件発電所の敷地周辺状況を調査したが周辺より大きくなるようなデータは得られず」というもの。このような考え方が3. 11を招いたのではないか。被告準備書面18 p137の1行目には「当該地域…の知見が蓄積されている」とある。しかし、F0-A, F0-Bの応力降下量、アスペリティを知っているのか。結局のところ何もわかっていない。

地震の科学には限界がある

内山成樹弁護士

震源特性（断層面の出っ張りなどの諸要素）を関電が分かっているのか。分かっている。また応答スペクトルを用いた手法では、その最初の地震規模の推定に松田式を使っているが、松田式にはとても大きなばらつきがあるが、被告は反論していない。いや、反論のしようがないと思われる。原判決の肝は、地震の科学には限界があるということ。控訴審第1準備書面の42 pには瀬瀬先生、岡田先生、島崎先生の鼎談がある。これは2年半前になされたもので、東北地方太平洋沖地震を経験した地震学者の反省の弁を述べているものである。私たちは前から主張してきたが、ようやく地震学者もこの見解に至った。

被告は、地震の科学に限界があるという原告の主張への反論として、1995年の兵庫県南部地震以来地震学は進展したと主張する。しかし、瀬瀬先生らに対する批判はできるのか。できない。岡田氏は「桁が1000年、1万年、10万年になるにつれ巨大な地震が起こり得る」、島崎氏は「解像度を幾らあげても届かない」と述べている。それともこの2年半で地震の科学が大きな進展を

遂げたというのか。しかし、そのようなことはありえない。原判決を批判したいなら、被告がまず行うべきことは、この3人の発言への反論である。
*控訴審第1準備書面の42 pの「鼎談」とは、岩波書店の『科学』（2012年6月号）の〔座談会〕「地震の予測と対策：「想定」をどのように活かすか」のことで。お近くの図書館等でも貸し出し可能かと思います。関心のある方はぜひご一読ください。

過酷事故対策は多重防護の一部

鹿島啓一弁護士

（*パワーポイントにて説明：この部分のまとめの文責は編集子にあり）

多重防護において、関電の防災対策及び過酷事故対策が不備であることを明らかにする。

被告準備書面（17）では、第4章第4の3「事故防止に係る安全確保対策」で、「多重防護の考え方に基づく設計等」が言及されている。ところが、第5章の「より一層の安全性向上対策」で、・炉心の著しい損傷を防止する対策と・原子炉格納容器の破損を防止する対策の項目があり、これらが意図的に分けて記述されているのでないか。あたかも多重防護の中には第5章の内容が含まれないような書きぶりとなっている。

IAEAの多重防護（深層防護）の考え方からすれば、被告が主張する「より一層の安全性向上対策」も多重防護に含まれるはずである。多重防護の「第5層」の防災対策について田中俊一原子力規制委員会委員長は、「地域防災計画は新基準と併せて原発の安全確保の車の両輪」（甲134）と述べており、防災対策に不備があれば安全とは言えないのではないか。原告原審第6準備書面では、病院患者、介護老人、障がい者等の避難に伴う困難性について触れていますが、これについて被告は何ら反論していない。つまり、防災対策は多重防護のひとつ

つであることから具体的危険性が認められるということになる。

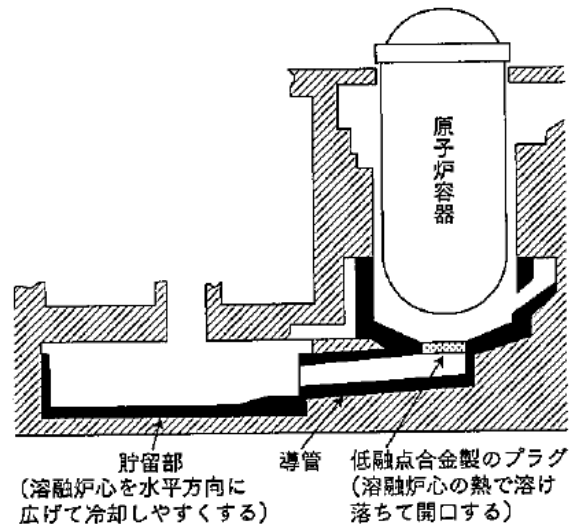
本件原発における過酷事故対策は、外部から仮設あるいは部分的に恒設の電源や冷却水を供給するものからなっていて、基本的には人の手で対処される。しかし、福島では消火系配管などの冷却系への接続、格納容器ベント操作など、その大半が適切にできなかった。また気象条件などの影響を受け、特に大規模地震時には、地割れや余震、交通渋滞が予想される。さらに運転員は、炉心溶融という心理的プレッシャーと時間に追われる。そもそも、福島原発事故の原因は未だ未解明であり、機器損傷の状況や溶融デブリの位置・形状などの基本情報が欠如しており、地震動によって重要機器が破損した可能性も指摘されている。炉心溶融後の機器や装置の作動が保障できなければ、過酷事故対策は意味をなさない。

福島原発事故では、原子炉水位計、原子炉圧力容器内外の温度計、格納容器圧力抑制室の圧力計、原子炉格納容器雰囲気放射線モニタなどの故障が続出した。また、炉心の冷却状態の適切な監視ができない状況に陥り、運転員が事故対応を行う上で甚だしい困難を招いた。本件原発でこれらの計器が過酷事故条件下で作動する保障はない。

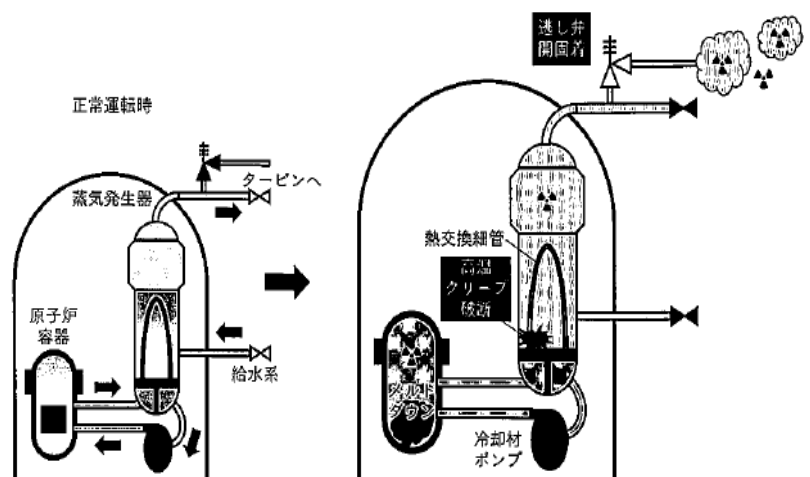
また、新規制基準では、航空機の衝突やいわゆるテロ行為への対策として「特定安全施設」の設置を義務付けたが、ほとんど無力である。これに対して被告は何ら反論を行っていない。

適合性審査で明らかになったこととして、LOCA（冷却材喪失事故）が起こった際に、わずか約21分で炉心が溶融し、約1.4時間後には原子炉容器が破損する。コア・コンクリートとの反応を防ぐことは困難であり、運転員が時間内に水張りできる保証はなく、またコアキャッチャーの設置という確実な対策が採られていない（図参照）。さらに本原発（PWR：加圧水型）は福島第一原発（BWR：沸騰水型）とは異なる

ということで安全であるという主張があるが、PWRの格納容器にはBWRとは異なり窒素が充填（酸素濃度を一定以下にするために）されていない。



大破断 LOCA が起こり、原子炉容器と格納容器が均圧になった時、原子炉に注水すると、格納容器の空気が原子炉容器内に流れ込み、水素爆発が発生する可能性がある。原子炉に注水しなければ良いだけと考えられるかもしれないが、不可知な事故の進展状況において、注水することを望ましい措置と判断してしまうシチュエーションは果たしてないのか。その場合にバックアップとなっている海水注入によって温度誘因蒸気発生器伝熱管破損を引き起こしてしまう可能性はないのか（図参照）。



過酷事故対策の不備をまとめると以下のようなになる。

- ・基本的には人の手で対処する「過酷事故対策」は新たな安全神話
- ・福島原発事故の分析なくして過酷事故対策はできない
- ・原子炉の状態把握すらできない
- ・「特定安全設備」も破壊工作には無力
- ・適合性審査で明らかになった過酷事故対策の問題点
- ・PWRの大破断LOCAに続く最悪シナリオ

最後に私事ですが、一言述べさせていただきます。私は原子力発電については無知・無関心でした。だから福島事故は起きたのです。だから子どもたちを被曝させてしまったのです。そして私と同様に司法もまた無知・無関心であったからあのような事故が起きてしまったのです。だから、間違えのない判断を下していただきたい。この裁判において被告のごまかしを許さない審理をしていただきたいのです。よろしくお願いいたします。

逃げられない私たち

渡辺輝人弁護士

京都訴訟について

私は、本訴訟の弁護団であると同時に、京都地裁に継続している、大飯原発差し止め訴訟弁護団の事務局長を務めています。京都の訴訟は先日、第三次提訴を行い、原告数は京都府下をはじめとする近畿一円の住民を中心に合計で2693人になりました。

逃げられない私たち

京都市役所は大飯原発から60kmの地点にあります。250万人の京都府民のほとんどが大飯原発から80km圏内に住んでいます。京都府北部に目を向ければ、例えば8万5000人の人口

を擁する舞鶴市の市役所は大飯原発から25kmほどで、舞鶴市のほとんどが大飯原発から30km圏内に入ります。

福島第一原発の事故により「万が一にも事故は起きない」という安全神話は崩れ去ったはずですが、しかし、原子力規制委員会はいわゆる「新規制基準」を策定しましたが、過酷事故を一応想定しながら、一方で、原発立地の適否を判断する「立地審査指針」を適用しないこととしました。委員会は当初、立地指針を厳しくする方針でしたが、ほとんど議論がなされないまま、立地審査指針が捨て去られたのです。その理由は田中俊一委員長が記者会見でした「福島のような放出の状況を仮定すると立地条件に合わなくなってしまう」という発言に端的に表れています。原発の稼働のために住民の安全を犠牲にしたのです。

舞鶴市等の自治体は万一に備えて住民の避難計画を策定しています。そこでは避難の中心手段は自治体が用意するバス及びマイカーとなります。バスは学区ごとに集合して乗車しますが、緊急事態に対応する職員の数は不足し、バスも足りず、要介護者などを救出する方法も不明です。日中であれば家族も散り散りになるでしょう。また、マイカーにしても、舞鶴市内から京都市や大阪市、丹後方面に向かう幹線道路は市内中心部では津波により浸水する可能性が高く、その後は山間の一本道をひたすら走ることになります。自然渋滞や、故障、事故、ガソリン不足、地震による道路破壊、土砂崩れなどにより大渋滞が発生する可能性があります。高速道路は巨大地震発生時には通行止めとなる上、一般道と同様の問題があります。結局、避難計画があっても住民が避難できない可能性があるのです。避難すべき地域が京都市内まで及んだときはそもそも避難計画すらなく、さらなる大混乱が発生します。

また、仮に避難が可能だとしても、自分たちの生活、友人、仕事、財産を残してどこに行けというのでしょうか。

飲めない水

また、近畿一円の住民は飲み水の多くを琵琶湖の水に頼っており、例えば、京都市民は飲み水のほぼ100%を琵琶湖の水に頼っています。滋賀県が行ったシミュレーションによると、福島第一原発事故並みの事故でも、琵琶湖の南側は最大7日にわたって表層水が飲料水に適さない水準で放射能汚染される可能性があります。その7日間、京都市民は水を飲むことすらできないのです。同様のことは大阪市や神戸市、奈良市など近畿地方の大都市すべてで起こる可能性があります。

大飯原発の差し止めを

昨年5月の福井地裁判決は、福島事故を正面に見据え、大飯原発の万が一の具体的危険性を指摘し、大飯原発の運転差し止めを命じました。安全神話が崩壊した後にあっては、極めて妥当な判決です。原発の近くに住み日々不安を抱える私たち京都の住民も大いに励まされました。また、この判決は、避難すらまともにできない状態で、再稼働を遮二無二進める電力会社、政府、原子力規制委員会に対して、警鐘を鳴らしました。今、紆余曲折はあっても、日本では一基の原発も動いていません。今後も動かすべきではないことは、ご説明した京都府の事情だけからでも明らかです。本訴訟において、裁判所が、福井県や北陸地方はもちろんのこと、近畿地方や東海地方の住民に至るまで具体的危険性があることを正面に据え、大飯原発の運転を認めない判決を出されることを切に望みます。



今後の裁判の進行について

裁判長が今後の進行について双方に問う。

原告：被告準備書面18への反論。19への反論は次々回の予定。

被告：現時点の主張は今回のとおりで、特に予定はない。

その後、原告代理人弁護士と被告代理人弁護士との間で次のようなやりとりがあった。

原告：原告が、漏れていると指摘した点は。

被告：原告の主張を検討して、必要に応じて行う。

原告：地震規模の推定に用いる松田式には反論しないということか。

被告：そんなことは言っていません（いささか怒気を込めて）。

原告：期日の1週間前には提出予定。

裁判所：技術的な点はプレゼンをいただけると裁判所の理解も助かりますが、時間は今回程度で。

大法廷を使う予定だが、裁判員が入ると使えないことがある（今のところはいっていない）。次回期日は4月15日の14時～。これで閉廷。

報告会&記者会見

*北陸会館5階の会場での報告会&記者会見。

◆中畠哲演原告団長あいさつ

関西電力は反論できないから逃げる。尻尾をつかませない。内容から考えれば敗訴は考えられない。

◆地脇美和さん

話をする機会をもらい、ありがとうございました。私以上に大変な人はたくさんいる。苦しくなると話すこともできなくなり、外に出ることもできない。高齢者は認知症が発症。そうした方々の思いを代弁するつもりで話をさせてもらった。被告弁護士-関電側がこちらの問いかけに答えない。反論がなされず、このままいけると思っている。福島の実状については状況が腹立たしく思う。

東電は事故賠償をしていない。国の強引な帰還勧奨もあり、これからも声を上げ続けていきたい。

◆只野弁護士

基準地震動の平均像問題については、以前は原発の耐震設計はそれなりにやっていると思っていた。このSsの平均像問題については、全国の裁判所で同じ論点を持ち込んでいる。ちなみに、九電はもっとマシな反論をしてくる。やるところはやる。関西電力は最低レベル。ほとんど反論もやらない。今日も何もやらない。

裁判所は書面をきちんと読んでいると言っていたが、内容をきちんと理解して読み込んでもらいたいののでさらに説明していきたい。

◆内山弁護士

応答スペクトルに基づく手法では、莫大な誤差を伴う松田式を使う。マグニチュードを松田式でやっていることが一番大変なこと。誤差があることが分かっているけどまだ使っている。

そのことは否定できないので、電力会社も反論してこない。触れてこない。「反論しないのか」と言ったら、「反論しないことはない」と返してきた。樋口判決は地震科学が当てにならないことを示した。地震科学は、複雑である／実験できない／頻度が少ないの3重苦。樋口判決の肝はここにある。

◆鹿島弁護士

多重防護における過酷事故対策の不備、防災計画の不備を指摘した。

またHPにアップするので確認してほしい

◆渡辺弁護士

京都訴訟は原告2613名。福井判決には励まされた。弁護団に感謝したい。

京都府も事故があったら逃げられない。舞鶴も避難計画をつくった。

自治体職員は「できない」とは言わない。しかし寝たきりの人をどうするか等に回答できない。

福島以上に京都の山の中は地震で道路が寸断されたらダメ。どこにも逃げられない。

近畿特有の問題として琵琶湖の水源。京都市は

琵琶湖のみ。7日間、水が使えない。

千葉県の松戸市などでは基準値超の水を飲ませていた。あとから報告していた。そのようなことがあってはならない。

京都も裁判でいい結果を出したい。

◆東島弁護士（玄海原発訴訟）

今回は、弁護士3人、原告2人の計5名でこちらへきた。私たちの訴訟は圧倒的多数でやるということで、原告1万人訴訟を目指している。現在原告数8900超。訴訟の方はそんなに進んでいない。福井地裁の判決に励まされている。

福島の声がマスコミにのらなくなっている。「見捨てられている」という声がある。福島の人たち、全国の人たちと連帯してやっていこう！

◆記者会見

Q：関西電力が反論ないことに対してどう思う？

A：準備書面では一応しているが、中身は福島以前と変わらない。言い訳に終始している。平均像の問題を指摘しているのに、まともに答えない。

A：防災対策、テロ対策、使用済み核燃料プールなどについては、全く反論していない。そういった部分をきちんと問いただす必要がある。

Q：関電側がすべての主張を出すと言っていたが、今回で主張は全て出たのか。

A：一所懸命読んだが、九電の方がまじめに取り組んでいる。たとえば平均像についてまともに答えず、「震源想定は十分にやっているから対応している」など。デジャブがある。古いものを読んでいるようだ。だから負ける気がしない。問題は、裁判長が重要性を理解しているかどうかにかかっている。裁判長は分からないが、若い裁判官は真面目に受け止めていた。地脇さんのメッセージに、被告側は頭をうなだれていた。このまま決審に行くのではなく、長谷川さんの怒り（編注：証人尋問のこと）を持ち込みたい。

◆北野進さんの挨拶

(編注：北野さんは志賀原発訴訟原告団長。金沢での控訴審ではお世話になっています！)

このたびの雪につきましては、石川県を代表してお詫びします(会場笑い)。3年前の6月に提訴した。次回で北陸電力は主張を出しつくす。原告は毎回、意見陳述やってきた。

かつては能登原発と言われてきた。次回の意見陳述は石川の反原発の草分け林さんです。北陸電力がいかにいい加減か暴露していきたい。北陸や関西からも傍聴に来てもらいたい。福井判決を受けて志賀原発で勝訴、控訴審で勝つ！

◆志賀廃炉訴訟 第13回口頭弁論は3月5日(木)、1時15分から行進開始！

◆佐藤弁護団長より

関電は今日、準備書面18・19を出した。これらは今までの準備書面の焼き直し。福島以前の議論を少し詳しく述べただけで全く迫力はない。前回、「関電が今日、主張と立証を尽くすということで短期決戦になる」といった。裁判長がそのような立場に立ってくれるかが問題だ。できるだけ年内判決に持ち込みたい。

控訴審第2回口頭弁論

その1 自前でやっちゃった「口頭弁論」

傍聴券の抽選に漏れた10名ほどは道路を隔てた北陸会館5階へ。残された原告事務局の奥出&山田&小野寺(恭)トリオは、自分たちで即興的にその場を仕切ることになった。

まず、小野寺が地脇さんの意見陳述を代読・・・読んでいて途中から涙が出そうになる・・・(偶然というか必然というべきか、法廷内でも地脇さんは原稿の3分の2ほどのところから嗚咽を必死にこらえながらの意見陳述だったとのこと)。

次に奥出が弁護士さんの作成した「控訴審主な争点」を元にして、今回の控訴審の争点を説明(汗！)(山田はこれをコピーに走る)。

さらに福井県大飯町から参加したMさんに現地の状況を説明してもらい、志賀原発訴訟の原告の方に志賀原発訴訟の状況を説明してもらった。ということで、法廷外での「口頭弁論」でも何とかそれなりに充実した時間を過ごせた。

その2 控訴審原告バスは行く

今回も福井県敦賀市から石川県金沢市まで控訴審バスが雪の中を往復。前回のような事故はなし。

往路は当日の口頭弁論で行われるであろう大まかな内容を説明。復路では、傍聴した人が傍聴できなかった人に対して法廷内での状況や感想を披露。地震に関する陳述で内山弁護士の「内山節」が炸裂して、笠原弁護士が「(そこまでで、そこまで)」と法廷内でサインを送る場面の説明が行われ、バス内が爆笑に包まれることも。

いずれにせよ、前回に続いてバスの中での交流という有意義な時間を過ごせました。(番外編文責：小野寺恭子)

▲玄海原発訴訟からの報告▼

*福井県高浜町の原告東山幸弘さんに、1月23日の九州玄海訴訟の第11回口頭弁論に参加していただきました。以下はその報告です。

◆1月23日、佐賀地裁で開かれた「原発なくそう！九州玄海訴訟」の11回口頭弁論に行ってきました。当日は佐賀県内を初め九州各県からバスを仕立てて、250人を越える傍聴希望者が集まり、その中から傍聴30人の抽選に当たり、法廷に入ることが出来ました。

この日の法廷では、九州電力側から「大飯原発福井地裁判決は非科学的だ」と主張する準備書面が提出(裁判報告集会で、この内容は福井控訴審の関電側主張と同じと報告あり)され、原告弁護士が

ら「3、4号機の再稼働申請をしているが、1、2号機は新基準に合わないから申請していないのか。九電としての安全基準は何なのか。はっきりしない。」という質問に対し、被告九電は「1、2号機は、まだどうなるか決まっていない。安全については次回書面で主張する。」などのやり取りの後、2人の意見陳述がありました。

辛口評論家の佐高信氏はフクシマ事故があつて、「これは人災だ」というが東電をはじめとして許可を出した国や役人誰一人として責任を取っていない。「原発は究極の無責任の体制である」ことを意見陳述しました。

水俣病の被害者団体「水俣病不知火患者会」の会長であり、ノーモアミナマタ第1次訴訟原告団長の大石利生氏は、「水俣病の加害構造と原発のそれは同じだ。国が、加害企業に加担して責任を否定し、被害を矮小化し被害者を切り捨てるという点で同じだ」と意見陳述しました。

福井から弁護団の島田弁護士と笠原弁護士が参加され、島田弁護士は法廷に、笠原弁護士は同じ時間に別会場の模擬法廷において、裁判内容の説明をされました。

この玄海訴訟を「1万人に原告団にしよう」と取り組み、佐賀県内各市町と九州各県毎の目標を決め、現在8,879名まできたことが報告されました。

また、翌々日25日鹿児島市で開催された「ストップ川内原発再稼働！全国集会」に参加し、福井地裁判決のこと、西川知事は20万筆を越えた再稼働反対の署名の前に出てこないことなど3,000名を越える参加者の前で川内と高浜連帯の挨拶をさせていただきました。

＊島田弁護士によれば、意見陳述を行った佐高信さんと大石利生さんの意見陳述はとてもよかったそうです。紙面で紹介できないので、可能な方はインターネットで以下にアクセスしてください。

●<http://no-genpatsu.main.jp/news/>（「原発なくそう九州玄海訴訟」のホームページ）

●「責任の取れないことはしない、この当たり前の

ことを判決で明らかにして欲しいと思います」：佐高信さんの意見陳述は・・・・・・・・

<http://no-genpatsu.main.jp/download/iken-sat-aka.pdf>

●「私たちとその子孫一人一人の生活と命が懸かっています。その重みを受け止めて、どうか揺るぎない判断をしていただきたいと思います」：大石利生さんの意見陳述は・・・・・・・・

<http://no-genpatsu.main.jp/download/iken-ooishi.pdf>

●今後の裁判の予定●

◆第3回口頭弁論期日：4月15日午後2時～

◆第4回口頭弁論期日：7月1日終日仮押え

◆第5回口頭弁論期日：9月14日終日仮押え

以下、新聞スクラップ

避難方法に不備 2015 2/10

大飯原発控訴審 住民側が指摘

関西電力大飯原発（おおい町）の運転差し止め訴訟で、控訴審第2回口頭弁論が9日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）であった。住民側は要介護者の避難方法や避難計画が不十分だと指摘。代理人の渡辺輝人弁護士（京都弁護士会）は「津波で市中心部が冠水すれば、通行不能や大渋滞が起きる恐れがあり、実際にはバスやマイカーで計画通りに避難できない」と強調した。原発50m圏に一部が含まれる琵琶湖が放射性物質で汚染される可能性もあるとして「北陸だけでなく、飲み水として使っている近畿、東海にも具体的な危険性が生じる」と訴えた。

関電側は1995年の阪神大震災を契機に強震動予測や活断層・地下構造調査が充実してきたと主張。過去のデータ不足から地震動の想定は極めて難しいとする住民側の訴えを、「近年の地震動評価手法の著しい発展の理解を全く欠く」と批判した。第3回は4月15日。

【中津川市】

大飯原発訴訟

2015
2/10
中

住民側 関電にあきれ顔

「旧来主張 書面に既視感」

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止めを求める控訴審の第二回口頭弁論を終えた住民側は9日、金沢市で記者会見を開き「本気で訴訟をしているのか」と関電側を批判する声が上がった。

関電側の主張について、海渡雄一弁護士は「旧来の主張を繰り返すだけで、書面に既視感がある」と話す。関電側は「現時点で新たな主張、反論は考えていない」とも表明して

いて、九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の訴訟にも関わる只野靖弁護士は「他の電力会社は住民側の主張一つ一つに、反論の姿勢をみせる。関電は何もしようとしない」とあきれ顔で話した。

一方で、鹿島啓一弁護士は「関電はこれまでの主張で十分、本当に考えているのか。手の内が分からない」と戸惑いの表情を見せる。裁判所の求釈明も不透明で「油断せず、引き続き運転差し止め

く議論を尽くしたい」と話した。（大山弘）
関電担当者引き
続き安全訴える

一方、関電の担当者

は本紙の取材に「引き続き原発の安全を訴えていく。詳細については、訴訟の遂行に関わるため、回答を差し控える」と話した。

「基準超す地震考えられない」
大飯原発差し止め控訴審で関電

大飯原発3、4号機（おおい町）の地元住民らが関西電力に運転差し止めを求めた訴訟の控訴審は9日、名古屋高裁金沢支部（内藤正之裁判長）で第二回口頭弁論があった。関電側は「基準地震動を超える地震動が来ることはまず考えられない」と主張した。次回は4月15日。

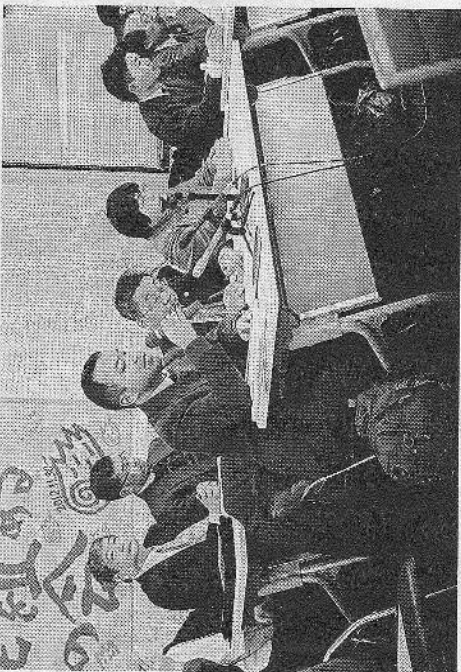
原告側は「福井地裁判決で一番重要な指摘は『地震の科学には限界がある』という点」と訴えた。

関電側は、耐震設計のもとになる基準地震動について「阪神・淡路大震災以後に蓄積された新たな知見によると、大飯原発周辺には地震の規模を平均以上に増幅するような地域的特性を示すデータはない」と主

張。津波の危険性も「東京湾平均海面から11・4メートルの高さなら燃料に重大な損傷は生じない」と改めて否定した。

開廷後、金沢市内で原告側が記者会見。福島県から北海道に移住した福島原発告訴団事務局長の地脇美和さん（44）は、関電が一審と同じ主張を繰り返していることを批判し、「私たちは諦めずに声を上げ続ける」と話した。原告側弁護団長の佐藤辰弥弁護士（63）は「関電側が用意した準備書面は、今までの焼き直しで迫力はない。裁判所には一審判決の正しさを支持してもらいたい。少なくとも年内結審、年内判決を目指す」と力を込めた。

（小川詩織、比佐佳子）



旧来の主張を繰り返す住民ら＝金沢市で

▼編集後記：岩波ブックレット『動かすな、原発。』が2刷に入りました。引き続き周囲に宣伝をお願いします。▼長い取り組みになるので「がんばり過ぎるな」と自分に言い聞かせています（編集子）